

不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場整備候補地検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 萩・長門清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が計画しているごみ処理施設の建設候補地（以下「候補地」という。）を検討するにあたり、広く専門家等の意見を聴くため、不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場整備候補地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 候補地の選定に係る評価項目の評価基準に関すること。
- (2) 候補地の検討に関すること。
- (3) その他管理者が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 萩市及び長門市から推薦された生活環境分野に識見を有する市民
- (3) 萩市及び長門市の職員
- (4) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事務が終了した時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。ただし、委員長が選出されるまでは管理者が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員長が公開に適さないと認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(委員の秘密保持)

第8条 委員は、役職上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、萩・長門清掃一部事務組合事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条の所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。